

契約書・請け書・着手届等の変更について

平成20年度以後，次のとおり契約書・着手届等の変更をしますので，御留意ください。

1 請書の提出から契約書の締結への移行

従前請書の提出のみとしていた一部の案件について，下表のとおり契約書の締結に移行することとします。

区 分	金 額	変更前	変更後
建設工事	100万円以上	契約書	契約書
	5万円以上100万円未満	請書	
	5万円未満	-	
修繕（工事）	100万円以上	契約書	契約書
	5万円以上100万円未満	請書	
	5万円未満	-	-
修繕（物品） 製造の請負	100万円以上	契約書	契約書
	50万円以上100万円未満	請書	
	5万円以上50万円未満		請書
	5万円未満	-	-

変更後の契約書等は，「柏市入札情報」（契約課ホームページ）の規程集のページに掲載します。

2 建設工事請負契約書の改正

上記1により契約書の適用範囲を拡大することに伴い，契約課で執行しない130万円未満の小額案件について，次の様式の提出が不要となるよう，契約書の規定を改正します。

- (1) 着手届（請負代金内訳書・工程表・下請業者選定届）の提出
- (2) 契約保証金の納付
- (3) 前金払の請求

3 請け書の変更

上記1により建設工事において請け書が不要となるため，委託・物品用として新たに作成するとともに，A4サイズに変更します。

4 支払遅延利息の改訂

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示が変更されたことに伴い、支払遅延利息の率を3.4パーセントから3.7パーセントに改訂します。

5 着手届その他提出書類の変更

(1) 建設リサイクル法に基づく様式の明確化

「建設リサイクル法」に基づき、落札時に配付する書類として次の様式を追加します。

ア 監督課に説明する書面（「法第12条第1項に基づく書面」）

イ 再資源化等の完了後に報告する書面（「再資源化等報告書」）

同法第13条に基づく書面は、引き続き契約書に添付することに変更はありません。

上記ア及びイの書面の提出は、監督課に1部のみです。

(2) 下請業者の許可証等の添付の追加

「下請業者選任届（工事）」のうち、下請金額が500万円（建築一式工事は、1,500万円）以上となる場合の下請業者の「建設業の許可証」及び「技術者の証明書」について添付してください。

(3) 「工期延長変更請求書」の様式の追加

建設工事請負契約書第22条に基づき工期のみを延長する場合に必要な「工期延長変更請求書」の様式を定めました。

同契約書第20条に基づき、設計図書の変更に伴う工期の延長をする場合は不要です。

(4) 「着手届（工事）〔変更〕」の様式の追加

着手届の内容を変更する場合は、変更する内容の表紙として「着手届（工事）〔変更〕」を添付してください。

6 入札室の場所の変更

平成20年3月31日より入札室が第一庁舎4階から1階に移動します。お間違いのないようお願いいたします。